政令番号	CAS番号	物質名	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	発がん性クラス（前回答申）	発がん性クラス	生殖毒性クラス（前回答申）	生殖毒性クラス	変異原性クラス（前回答申）	変異原性クラス	経口慢性クラス（前回答申）	経口慢性クラス	吸入慢性クラス（前回答申）	吸入慢性クラス	作業環境クラス（前回答申）	作業環境クラス	感作性クラス（前回答申）	感作性クラス	生態毒性クラス（前回答申）	生態毒性クラス	オゾンクラス（前回答申）	オゾンクラス	総合製造・輸入量区分	PRTR届出・推計がないもの	総合モニタリング検出結果	モニタリングの出典	有害性クラスが全て該当しない【毒性からの除外候補】a（25物質）	「製造・輸入ゼロ」又は「製造・輸入3又は5かつモニタリングなし」で、かつ「PRTR届出・推計ゼロ」又は「現行第二種」【暴露からの除外候補】b（22物質）	「製造・輸入ゼロ」又は「製造・輸入3又は5かつモニタリングなし」で、かつ「PRTR届出・推計がある」【暴露からの除外を要検討】c（31物質）	除外候補 a+b（46物質）	除外を要検討 c+a（28物質）	見直し後の第一種、第二種の区分	見直し後の特定第一種の区分
1-300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物												2	2	1	1					1										一種→一種	
1-301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	農薬							3	3								1			1										一種→一種	
1-302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン	失効農薬							2	3			3	3				1			5		Y	①							一種→二種	
1-303	87-86-5	ペンタクロロフェノール		2	2					1	1			3	3			1	1			3		YY	①							一種→一種	
1-304	–	ほう素及びその化合物※3												1	1							1		YY	②							一種→一種	
1-305	75-44-5	ホスゲン												2								1				1			1			一種→除外	
1-306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル		2	2					1	1				1				1			5		YY	①							一種→一種	
1-307	–	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）																1	1			1										一種→一種	
1-308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル																1	2			1										一種→一種	
1-309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル																2	1			1		YY	①							一種→一種	
1-310	50-00-0	ホルムアルデヒド		2	1			1	1		3		2	2		1	1		2			1		YY	①							一種→一種	特定第一種
1-311	–	マンガン及びその化合物										1	1	2	2				1			1		YY	②							一種→一種	
1-312	85-44-9	無水フタル酸												3		1	1					1										一種→一種	
1-313	108-31-6	無水マレイン酸												2		1	1					1										一種→一種	
1-314	79-41-4	メタクリル酸								2***	2***	3***	3***									1		YY	①							一種→一種	
1-315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル																1	2			1		Y	①							一種→一種	
1-316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル						1	1									2	2			1										一種→一種	
1-317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル																2				2				1			1			一種→除外	
1-318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル																2	2			1										一種→一種	
1-319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル																2	2			1										一種→一種	
1-320	80-62-6	メタクリル酸メチル														1	1					1		Y	①							一種→一種	
1-321	126-98-7	メタクリロニトリル												3	3							5							1		1	一種→要検討	
1-322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	農薬							3									2			1										一種→一種	
1-323	100-61-8	N-メチルアニリン												3	3			1	2			2		*	①							一種→二種	
1-324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	農薬							3									1			1										一種→一種	
1-325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	農薬							3	3								1			1										一種→一種	
1-326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル	失効農薬						1					3	3				1			5							1		1	一種→要検討	
1-327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	農薬及びその他の用途						1	2	2			2	2			1	1			1		*	①							一種→一種	
1-328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル	農薬							3									1			5							1		1	一種→要検討	
1-329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	農薬					1			3							1	1			1		*	①							一種→一種	
1-330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル	農薬							3	3							2	1			1		*	②							一種→一種	

資料３－２

現行対象物質のうち個別に検討を要する物質

現行の化管法対象物質（435物質）のうち、今回見直しを行った結果、現行の物質を選定した際から有害性クラスが異なる物質を別添の表に示している。このうち表1に、最新の情報に基づき有害性情報を収集・整理した結果、有害性クラスが更新されたものを、表2に、前回選定時の有害性情報の評価方法を精査した結果、化管法の物質選定基準と合致しないために有害性クラスを変更したものを示す。

種-政令番号	物質名	発がん性クラス（前回答申）	発がん性クラス	生殖毒性クラス（前回答申）	生殖毒性クラス	変異原性クラス（前回答申）	変異原性クラス	経口慢性クラス（前回答申）	経口慢性クラス	吸入慢性クラス（前回答申）	吸入慢性クラス	作業環境クラス（前回答申）	作業環境クラス	感作性クラス（前回答申）	感作性クラス	生態毒性クラス（前回答申）	生態毒性クラス	前回答申からの変更理由	有害性クラスが全て該当しない【毒性からの除外候補】
1-292	ヘキサメチレンジアミン											3						ACGIHのTWAで2.4mg/m3で許容濃度が規定されているが、その症状は「上部気道および皮膚刺激」であり、急性の症状と考えられるため、作業環境クラスは除外される	
1-292	ヘキサメチレンジアミン									2***	3***							ラット/マウスの13週間のNOAEL=3.1mg/m3（呼吸器上皮変性）（CERI有害性評価書（2007））からクラス3***とした	
1-297	ベンジル=クロリド											3						ACGIHのTWAで5.2mg/m3で許容濃度が規定されているが、その症状は「眼、皮膚、および上部気道刺激」であり、急性の症状と考えられるため、作業環境クラスは除外される	
1-298	ベンズアルデヒド					1												前回の物質選定では、in vitro　マウスリンフォーマ試験、姉妹染色分体交換試験、染色体異常試験で陽性（SIDS(1991)）からクラス1としていたが、D20値が0.18mg/ml（安衛法変異原性試験結果（2005））が確認できたため、クラス外とした	
1-305	ホスゲン											2						ACGIHの症状「上部気道刺激、肺水腫、肺気腫」は5日間の動物実験のデータによるものであり、急性の症状である。また、低濃度暴露が続くと耐性ができるとある。	1
1-308	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル															1	2	前回の物質選定では、藻類の96時間EC50が0.21mg/L（ECETOC）からクラス1としたが、当該データはOECDテストガイドラインに合致しない。魚類の96時間LC50が2.8-3.2mg/L（CERI･NITE有害性評価書、2005）からクラス2とした	
1-310	ホルムアルデヒド											2						日産衛で0.12mg/m3で許容濃度が規定されているが、その症状は「上部気道および眼刺激」であり、急性の症状と考えられるため、作業環境クラス2は除外した	
1-312	無水フタル酸											3						ACGIHのTWA、日産衛で2～6.1mg/m3で許容濃度が規定されているが、その症状は「上部気道、眼、および皮膚刺激」であり、急性の症状と考えられるため、作業環境クラス3は除外される	
1-313	無水マレイン酸											2						ACGIHのTWA、日産衛で0.4mg/m3で許容濃度が規定されているが、その症状は「眼、上部気道、および皮膚刺激」であり、急性の症状と考えられるため、作業環境クラス2は除外される	
1-315	メタクリル酸2-エチルヘキシル															1	2	前回の物質選定では、ミジンコの21日間EC50が0.60mg/L（環境省生態影響試験報告）からクラス1としたが、当該データはOECDテストガイドラインに合致しない。ヒメダカの96時間LC50が2700μg/l（環境省リスク評価第3巻、2004）からクラス2とした	